

ソラーナ訪問看護ステーション 運営規定

医療介護共通 2025 年 4 月 1 日

第 1 条（目的）

事業者は、健康保険法及び介護保険等の関係法令及び本契約書に従い、お客様がその有する能力に応じて、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、お客様は事業者に対し利用料金を支払います。

第 2 条（運営方針）

- ・従業員はお客様の心身の特性を踏まえて、可能な限りご自宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を目指して支援いたします。また、サービスの実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係行政機関、地域保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第 3 条（訪問看護事業者の概要）

名称	株式会社 Solana Medics
代表者名	代表取締役 菊井 大地
所在地・連絡先	住所 〒103-0014 東京都中央区蛸殻町一丁目 19 番 1 号 電話 03-6913-6512
業務概要	・訪問看護ステーションの運営 ・広告代理業務

第 4 条（事業所の概要）

事業所名	ソラーナ訪問看護ステーション
所在地・連絡先	住所 〒167-0022 東京都杉並区下井草 4 丁目 32-17 第二陵雲閣マンション 304 号室 電話 03-6913-6512 Fax 03-6913-6513
事業所番号	1361590985 / 7495187
管理者氏名	大川原 正和
サービス実施地域	杉並区の一部 中野区の一部 練馬区の一部

第 5 条（事業所の職員体制）

・従業員の職種	・事業内容	・人数
管理者（看護師）	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	1 名
看護職員	看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。	常勤換算 2.5 名以上 （常勤 1 名以上）
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を行う。	1 名以上

第 6 条（営業時間・営業日）

9：00～18：00

月曜～土曜（日曜休み）

第 7 条（訪問看護サービスの内容）

- 1 事業者は、訪問看護サービスを提供するにあたり、お客様又はご家族にサービスの提供日、内容、介護保険又は健康保険適用の有無について説明します。
- 2 事業者は主治医の指示、介護予防サービス計画若しくは居宅サービス計画（以下、介護予防サービス計画若しくは居宅サービス計画に関する内容については、介護保険の適用があるお客様の場合に限り）、お客様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、必要となるサービス種類ごとに計画を立案し、サービスを実施します。計画立案後も当該サービ

ス実施状況の把握に努めます。

- 3 事業者は、訪問看護計画又は予防訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これをお客様又はご家族に対して説明するものとします。
- 4 訪問看護師等は、お客様の居宅を訪問し、医師の指示に基づき行う医療処置や医療機器の管理、療養上の世話、理学療法や作業療法を行います。
- 5 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、ケアマネージャー及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携をとるように努めます。
- 6 お客様は、事業者がお客様のための訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力をするよう努めます。

第8条（料金）

- ① 事業者は、お客様に対し、当該サービスにかかる料金についてあらかじめ説明します。
- ② お客様には、事業者に対し、訪問看護サービスの対価として「料金表」に定める利用料金をもとに、月ごとに算定された利用料金をお支払いいただきます。原則としてお客さの所得に応じ、料金表の利用料金の1割、2割、3割のいずれかがお客様の負担額となります。
- ③ 介護保険適用の場合、介護保険の限度額を超えての利用分においては、全額お客様の負担となります。
- ④ 事業者が提供する訪問看護サービスが健康保険又は介護保険の適用を受けない場合、別途事業者が定める金額がお客様の負担となります。
- ⑤ お客様の居宅が通常実施区域外にあるときは、交通費の実費がお客様の負担となります。

第9条（緊急時の対応について）

- ① 通常契約のお客様
 - ・サービス提供中に病状の急変などがあった場合には、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡（ご家族等）、介護保険の適用があるお客様の場合は介護予防サービス計画又は居宅サービス計画を作成した関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）へ連絡をします。
 - ・営業時間外の、夜間や休日等に容態の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師に緊急時の対応についてよくご相談ください。
- ② 緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算（24時間携帯電話受付）について説明を受け、同意されたお客様
 - ・訪問看護（看護師による訪問）をご利用のお客様は、ご容態とご要望に応じて、24時間携帯電話受付をご利用いただくことが可能です。ご利用いただくためには、緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算の同意が必要であり、同意いただいたお客様には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。
 - ・訪問が発生した場合、緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算の料金のほかに、訪問ごとに料金が発生します。詳しくは料金表をご参照ください。
 - ・同意にあたりましては、担当の看護師とご相談の上、ご決定ください。

第10条（事故発生時の対処について）

- ① サービス提供中に、事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族等緊急時連絡先に連絡を行う等、必要な措置を講じます。
- ② お客様がけがをされた場合、けがの状態、現場状況を確認し、状態に応じて、救急隊、主治医、居宅介護支援事業所等へ連絡し必要な対処をいたします。
- ③ 物損事故が発生した場合、お客様のけがの状況、破損物の状況や程度を確認し、追って破損物の写真撮影等にお伺いし、必要な対処をいたします。
- ④ 訪問にあたり、担当スタッフ自身がけがをしてサービス状況に支障が出た場合は、振替えやお休み等、お客様とご相談の上適宜対応いたします。

第11条（情報提供療養費について）

健康保険では、地域の保険・福祉サービス機関と連携を図るために、市区町村等又は指定特定相談支援事業者等、又は学校からの求めに応じて「訪問看護情報提供書」を提出する場合、情報提供療養費が加算されます。また、病院等の保健医療機関への入院、入所に際し「訪問看護情報提供書」を提出する場合も情報提供療養費が加算されます。

第 12 条（個人情報の取扱いについて）

事業者は「秘密情報及び個人情報の保護に関する取扱いについて」に則り、お客様の個人情報を取り扱うものとします。

第 13 条（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下理学療法士等）の訪問について）

- ① 訪問看護サービスにおける理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環として、看護師の代わりに理学療法士等が訪問することとなっております。「訪問看護計画（以下、「計画書」といいます）」及び「訪問看護報告書（以下、「報告書」といいます）」の作成について、お客様の状態について適切に評価を行うため、看護師との連携をとっての作成が必要となることから、当ステーションの看護師が通常の理学療法士等の訪問とは別に、定期的に訪問させていただきます。原則として、看護師の訪問は月 1 回とし、お客様の状態の変化に合わせて、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、看護師が訪問いたします。

市区町村によって上記以外の頻度での看護師の訪問を定めている場合は、その頻度に準じて対応いたします。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではございません。

- ② 上記①に伴う看護師の定期的な訪問に伴う利用料金については、料金表に記載している訪問看護基本料金に準じて算定し、ご請求させていただきます。

第 14 条（サービス内容に関する苦情等相談窓口）

当社でのサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応いたします。

ソラーナ訪問看護ステーション	株式会社 Solana Medics
Tel 03-6913-6512	Tel 03-6913-6512
Fax 03-6913-6513	Fax 03-6913-6513
e-mail solanamedi.houkan@gmail.com	e-mail solanamedi.houkan@gmail.com
受付窓口 管理者：大川原 正和	相談窓口 お客様相談窓口

☐ 次の公的機関においても、相談ができます

① 介護保険適用の場合

お住いの市区町村の高齢福祉に関する相談窓口

杉並区保健福祉部介護保険事業者係	中野地域支えあい推進部介護保険課介護事業者係
Tel 03-3312-2111	Tel 03-3228-8878
Fax 03-5307-0794	Fax 03-3228-5647
受付時間 8：30～17：00	受付時間 8：30～17：00
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局	東京都国民健康保険団体連合会
Tel 03-3993-1111	Tel 03-6238-0177
Fax 03-3993-1344	Fax 03-6238-0022
受付時間 8：30～17：00	受付時間 9：00～17：00

③ 健康保険適用の場合

・ 関東信越厚生局 東京事務所
所在地 東京都新宿区西新宿 6 丁目 22-1 新宿スクエアタワー11 階
Tel 03-6692-5119（医療にかかわる窓口）
Fax 03-6698-5447
受付時間 8：30～17：00
・ 東京都国民健康保険団体連合会

所在地	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 5 番地 1 豪 東京区政会館 11 階
Tel	03-6238-0177（医療にかかわる窓口）
Fax	03-6238-0022
受付時間	9：00～17：00

第 15 条（虐待防止について）

事業者は、お客様及びそのご家族（以下「お客様等」といいます）の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しております。
- ・成年後見人制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備しています。

第 16 条（介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい禁止事項）

- ・従業員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・従業員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
- ・従業員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

第 17 条（身体拘束等の適正化について）

事業者は、お客様等の生命・身体を保護するために緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急ややむを得ない理由を記録します。

第 18 条（業務継続計画の策定等について）

- ・感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。